平成２１年（フ）第５６号
高知県須崎市南古市町３番８号
債務者　倉内　　透
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１２２号
高知県須崎市池ノ内980番地１　Ｂ201
債務者　濵口ルミ子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１６７号
福岡県飯塚市柏の森634番地32
債務者　有光　文博
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１７２号
福岡県飯塚市吉北4214番地１　市営吉北住宅18棟185号
債務者　日隈　裕介
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１０７号
福岡県柳川市三橋町正行119番地２　シングルハウスＮＡＯ20号
債務者　中島　寛徳
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
福岡県大川市大字酒見1047番地２
債務者　腹巻寿美恵
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第１１０号
福岡県大川市大字酒見1047番地２
債務者　腹巻英理加
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
福岡県柳川市三橋町中山1112番地１　中山２団地第１－３号
債務者　山田賢一郎
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
福岡県田川市大字川宮707番地１
債務者　井上　淳子（旧姓鴛海）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１３６号
福岡県田川郡大任町大行事3619番地５
債務者　吉平かおり
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１４７号
福岡県田川郡福智町神崎1098―95
債務者　渡　　孝広
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１４８号
福岡県田川郡福智町神崎1098―95
債務者　渡　加菜絵
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第４０７号
大分市大字小池原801番地の１市営１Ａ５―142
債務者　濱本　康博
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６２４号
大分市大字羽屋90番地の４ラポール羽屋203
債務者　大久保政司
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６２５号
大分市大字羽屋90番地の４ラポール羽屋203
債務者　大久保富美枝
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３２１号
宮崎市生目台東５丁目６番地５
債務者　上村　淑子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３９８号
宮崎市大字島之内7423　コートマリエ206号、住民票上の住所宮崎市佐土原町下田島12127番地４
債務者　樋口　秀一
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４４９号
宮崎市生目台西２丁目５番地１　県営住宅２棟11号
債務者　伊藤奈保美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
宮崎地方裁判所破産係